

手 数 料 表

求人受理時の事務費用 0 円とします。

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】

成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間 が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

手数料負担者は 求人者 とします。

求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

【職業紹介の付加サービス】

成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内 定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返金の取り扱い

短期退職時の手数料の取扱い

求職者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を払い戻すこととします。

2 週間未満で退職した場合 100%に相当する額

1 ヶ月未満で退職した場合 70%に相当する額

3 ヶ月未満で退職した場合 30%に相当する額

6 ヶ月未満で退職した場合 5%に相当する額